

高知県災害対策本部規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、高知県災害対策本部条例（昭和37年高知県条例第45号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、高知県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(副本部長及び本部員)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事とする。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、警察本部長、教育長、公営企業局長、各部局長及び災害対策本部長（以下「本部長」という。）が指名する者とする。

(事務局)

第3条 本部に事務局を置く。

2 事務局の組織及び所掌事務は、別表1のとおりとする。

(部の組織)

第4条 条例第3条第1項の規定による部は、別表2のとおりとする。

2 条例第3条第2項の部長は、別表2に掲げる者とする。

3 部に班を置き、部の事務を分掌する。

4 班に班長及び班員を置き、別表3に掲げる者とする。

ただし、会計年度任用職員及び任期付職員については、あらかじめ各所属長が指名した者に限る。

5 部（危機管理部除く。）に部内及び事務局との連絡調整を行う本部連絡員を置き、本部連絡員は各部長が指名する。

(部及び班の分掌事務)

第5条 部、班の分掌事務は、別表4のとおりとする。

(高知県保健医療調整本部及び高知県保健医療調整支部の設置)

第6条 本部長は、広域的な保健医療活動を行うため、必要に応じて高知県保健医療調整本部（以下「保健医療調整本部」という。）及び高知県保健医療調整支部（以下「保健医療調整支部」という。）を設置する。

2 保健医療調整本部に保健医療調整本部長を置き、保健医療調整本部長は、健康政策部長をもって充てる。

3 保健医療調整本部と保健医療調整支部の組織及び分掌事務等は別に定める。

(現地災害対策本部の設置)

第7条 条例第4条第1項に定める現地災害対策本部を設置したときの組織及び運営については、本部に関する規定を準用するとともに、事務の所掌について必要があるときは、現地災害対策本部長が定める。

(支部の設置)

第8条 本部長は、災害応急対策の迅速確実な実施を図るため、必要に応じて災害対策支部（以下「支部」という。）を設置する。ただし、支部の管轄区域内で、第12条第1項に定める震災第4配備の基準に該当する災害が発生したときには、自動的に設置するものとする。

(支部の名称、管轄区域及び組織)

第9条 支部の名称及び管轄区域は、別表5のとおりとする。

- 2 支部は、総合防災対策推進地域本部、支部の管轄する区域内に所在する県の出先機関、地域産業振興監及び地域支援企画員（以下「関係出先機関等」という。）で、組織する。
- 3 支部に支部長及び副支部長を置き、支部長は、総合防災対策推進地域本部長をもって充てる。また、副支部長は、支部長が指名する。
- 4 支部長は、管轄区域内における災害対策事務を処理する。
- 5 支部に事務局を置き、支部長の処理する事務を所掌する。
- 6 支部に班を置き、支部の事務を分掌する。
- 7 支部の組織及び分掌事務に関して必要な事項は、本部の機構に準じて、支部長が定める。

(連絡部)

第10条 本部長は、災害状況の政府関係機関への報告及び災害対策用物資等の確保を図るため、必要に応じて、災害対策連絡部（以下「連絡部」という。）を設置する。

(連絡部の名称、組織及び分掌事務)

第11条 連絡部の名称、組織及び分掌事務は、別表6のとおりとする。

(配備及び動員体制)

第12条 本部長は、災害の種類、規模等を勘案し、部に対し、次の区分により必要な配備体制をとらせる。

(1) 風水害時等の配備体制は、次のとおりとする。

- ア 第1配備
- イ 第2配備
- ウ 第3配備
- エ 第4配備

(2) 震災時の配備体制は、次のとおりとする。

- ア 震災第1配備
- イ 震災第2配備
- ウ 震災第3配備
- エ 震災第4配備

- 2 配備基準及び動員体制は、別表7のとおりとする。
- 3 部長、支部長及び保健医療調整本部長は、第1項の配備体制に応じて、速やかに職員を動員するため、あらかじめ配備要員を指名し、毎年度4月末日までに危機管理・防災課に報告するものとする。

(警戒本部及び警戒支部の設置)

第13条 本部長は、前条に規定する第2配備又は震災第2配備の配備体制をとる時は、警戒本部を設置する。

- 2 警戒本部に警戒本部長を置き、警戒本部長は、危機管理部長をもって充てる。
- 3 警戒本部職員は、別表7の動員体制に掲げる者とする。
- 4 警戒本部長は、必要に応じて警戒支部を設置する。
- 5 警戒支部に警戒支部長を置き、警戒支部長は、総合防災対策推進地域本部長をもって充てる。また、警戒支部に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

事 務 局 長	危機管理部長
事務局次長	危機管理部副部長（総括）

班 名	班 長	班 員	分 掌 事 務
総 括 班	危機管理部副部長 危機管理部各課長 危機管理部長が指名する者	危機管理部各課員 特 命 課 員	1 災害対策本部の設置及び運営に関する こと。 2 災害対策本部会議の開催及び運営に関する こと。 3 現地災害対策本部、災害対策支部及び東京 連絡部等の設置に関すること。 4 本部事務局の総括と防災関係機関との調 整に関すること。 5 応急救助機関受援調整所、消防応援活動調 整本部の業務に関すること。 6 自衛隊及び緊急消防援助隊の応援要請に 関すること。 7 災害対策基本法第 60 条第 5 項の規定によ る避難勧告及び避難指示に関すること。 8 国の現地緊急対策本部との連絡調整に関 すること。 9 分掌事務外事案に係る対応の調整に関す ること。
情 報 班	危機管理部各課長 危機管理部長が指名する者	危機管理部各課員 道 路 課 員 特 命 課 員	1 市町村、消防機関、警察等からの被害状況 に関する情報の収集、整理及び記録に関する こと。 2 ライフライン等の被害状況及び復旧状況 に関する情報の収集、整理。 3 ライフライン調整所の業務に関すること。 4 気象・地象情報等の収集及び市町村等関係 機関への伝達に関すること。 5 消防庁への報告（災害即報）に関すること。 6 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関 への提供に関すること。
通 信 班	危機管理部各課長 危機管理部長が指名する者	危機管理部各課員 管 財 課 員 デジタル政策課員 特 命 課 員	1 通信ルートの確保に関すること（出先機 関、市町村、関係機関等）。 2 災害対策本部事務局の情報基盤設置に関 すること。 3 総合防災情報システム、防災行政無線の運 用に関すること。 4 情報通信関係の被災状況の把握に関する こと。 5 電気通信事業者との調整に関すること。

広 報 班	広報広聴課長 危機管理部長が指名する者	広報広聴課員 特 命 課 員	1 報道機関の取材対応に関すること。 2 広報手段の確保と記者会見に関すること。 3 広報資料の調整に関すること。
物資調達・輸送	危機管理部各課長 危機管理部長が指名する者	危機管理部各課員 地域福祉政策課員 交通運輸政策課員 経営支援課員 農業政策課員 農産物マーケティング戦略課員 漁業管理課員 港湾・海岸課員 会計管理課員 特 命 課 員	1 生活関連物資及び災害対応物資の調達及び斡旋に関すること。 2 被災地域への物資輸送の調整に関すること。 3 災害対策に必要な輸送手段の確保に関すること。
被災者支援班	危機管理部各課長 危機管理部長が指名する者	危機管理部各課員 地域福祉政策課員 県民生活課員 雇用労働政策課員 特 命 課 員	1 県内の被災者の状況把握に関すること。 2 被災者生活支援の総括・調整に関すること。
燃料対策班	危機管理部各課長 危機管理部長が指名する者	危機管理部各課員 特 命 課 員	燃料対策の総括・調整に関すること。
氏名公表班	危機管理部各課長 危機管理部長が指名する者	危機管理部各課員 特 命 課 員	1 市町村、消防機関、警察等からの安否不明者等に関する情報の収集、整理及び記録に関すること。 2 安否不明者等の公表に関すること。

※物資調達・輸送班、被災者支援班及び燃料対策班は、必要に応じて設置する。

※災害が長期にわたる場合、状況に応じて、班長に構成課の長等を充てる。

別表 2（第 4 条関係）

部 名	部 長
総 合 企 画 部	総 合 企 画 部 長
総 務 部	総 務 部 長
危 機 管 理 部	危 機 管 理 部 長
健 康 政 策 部	健 康 政 策 部 長
子 ど も ・ 福 祉 政 策 部	子 ど も ・ 福 祉 政 策 部 長
文 化 生 活 部	文 化 生 活 部 長
産 業 振 興 推 進 部	産 業 振 興 推 進 部 長
商 工 労 働 部	商 工 労 働 部 長
観 光 振 興 ス ポ ー ツ 部	観 光 振 興 ス ポ ー ツ 部 長
農 業 振 興 部	農 業 振 興 部 長
林 業 振 興 ・ 環 境 部	林 業 振 興 ・ 環 境 部 長
水 産 振 興 部	水 産 振 興 部 長
土 木 部	土 木 部 長
会 計 管 理 部	会 計 管 理 局 長
公 営 企 業 部	公 営 企 業 局 長
教 育 部	教 育 部 長
公 安 部	警 察 本 部 長

別表3（第4条関係）

部 名	班 名	班 長	班 員
総合企画部	政 策 企 画 班	政 策 企 画 課 長	同 課 員
	秘 書 班	秘 書 課 長	同 課 員
	広 報 広 聴 班	広 報 広 聴 課 長	同 課 員
	デ ジ タ ル 政 策 班	デ ジ タ ル 政 策 課 長	同 課 員
	交 通 運 輸 政 策 班	交 通 運 輸 政 策 課 長	同 課 員
	特 命 班	中山間地域対策課長	中山間地域対策課員 移 住 促 進 課 員
総 務 部	財 政 班	財 政 課 長	同 課 員
	法 務 文 書 班	法 務 文 書 課 長	同 課 員
	人 事 班	人 事 課 長	同 課 員
	職 員 厚 生 班	職 員 厚 生 課 長	同 課 員
	税 務 班	税 務 課 長	同 課 員
	市 町 村 振 興 班	市 町 村 振 興 課 長	同 課 員
	管 財 班	管 財 課 長	同 課 員
	特 命 班	行 政 管 理 課 長	行 政 管 理 課 員
危機管理部	危 機 管 理 ・ 防 災 班	危 機 管 理 ・ 防 災 課 長	同 課 員
	南海トラフ地震対策班	南海トラフ地震対策課長	同 課 員
	消 防 政 策 班	消 防 政 策 課 長	同 課 員
健康政策部	保 健 政 策 班	保 健 政 策 課 長	同 課 員
	医 療 政 策 班	医 療 政 策 課 長	同 課 員
	国 民 健 康 保 険 班	国 民 健 康 保 険 課 長	同 課 員
	健 康 対 策 班	健 康 対 策 課 長	同 課 員
	薬 務 衛 生 班	薬 務 衛 生 課 長	同 課 員
	特 命 班	在 宅 療 養 推 進 課 長	同 課 員
子ども・福祉政策部	地 域 福 祉 政 策 班	地 域 福 祉 政 策 課 長	同 課 員
	長 寿 社 会 班	長 寿 社 会 課 長	同 課 員
	障 害 福 祉 班	障 害 福 祉 課 長	同 課 員
	障 害 保 健 支 援 班	障 害 保 健 支 援 課 長	同 課 員
	子 育 て 支 援 班	子 育 て 支 援 課 長	同 課 員
	子 ども 家 庭 班	子 ども 家 庭 課 長	同 課 員
	福 祉 指 導 班	福 祉 指 導 課 長	同 課 員
文化生活部	人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 班	人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 課 長	同 課 員
	文 化 振 興 班	文 化 振 興 課 長	同 課 員
	歴 史 文 化 財 班	歴 史 文 化 財 課 長	同 課 員
	国 際 交 流 班	国 際 交 流 課 長	同 課 員
	県 民 生 活 班	県 民 生 活 課 長	同 課 員
	私 学 ・ 大 学 支 援 班	私 学 ・ 大 学 支 援 課 長	同 課 員
	特 命 班	よさこい高知文化祭課長	同 課 員
産業振興 推進部	産 業 政 策 班	産 業 政 策 課 長	同 課 員
	特 命 班	産業イノベーション課長	産業イノベーション課員
			地 産 地 消 ・ 外 商 課 員
			統 計 分 析 課 員
商工労働部	商 工 政 策 班	商 工 政 策 課 長	同 課 員
	工 業 振 興 班	工 業 振 興 課 長	同 課 員
	経 営 支 援 班	経 営 支 援 課 長	同 課 員

	雇用労働政策班	雇用労働政策課長	同 課 員
	特 命 班	産業デジタル化推進課長	産業デジタル化推進課員
			企 業 誘 致 課 員
観光振興 スポーツ部	観 光 政 策 班	観 光 政 策 課 長	同 課 員
	特 命 班	国 際 観 光 課 長	国 際 観 光 課 員
			地 域 観 光 課 員
			ス ポ ー ツ 課 員
			スポーツツーリズム課員
農業振興部	農 業 政 策 班	農 業 政 策 課 長	同 課 員
	協 同 組 合 指 導 班	協 同 組 合 指 導 課 長	同 課 員
	環 境 農 業 推 進 班	環 境 農 業 推 進 課 長	同 課 員
	農産物マーケティング戦略班	農産物マーケティング戦略課長	同 課 員
	畜 産 振 興 班	畜 産 振 興 課 長	同 課 員
	農 業 基 盤 班	農 業 基 盤 課 長	同 課 員
	特 命 班	農業担い手支援課長	農業担い手支援課員
			農業イノベーション推進課員
林業振興・ 環境部	林 業 環 境 政 策 班	林 業 環 境 政 策 課 長	同 課 員
	森づくり推進班	森づくり推進課長	同 課 員
	木 材 増 産 推 進 班	木 材 増 産 推 進 課 長	同 課 員
	木 材 産 業 振 興 班	木 材 産 業 振 興 課 長	同 課 員
	治 山 林 道 班	治 山 林 道 課 長	同 課 員
	自 然 共 生 班	自 然 共 生 課 長	同 課 員
	環 境 対 策 班	環 境 対 策 課 長	同 課 員
	特 命 班	環境計画推進課長	同 課 員
水産振興部	水 産 政 策 班	水 産 政 策 課 長	同 課 員
	漁 業 管 理 班	漁 業 管 理 課 長	同 課 員
	水 産 業 振 興 班	水 産 業 振 興 課 長	同 課 員
	漁 港 漁 場 班	漁 港 漁 場 課 長	同 課 員
土 木 部	土 木 政 策 班	土 木 政 策 課 長	同 課 員
	用 地 対 策 班	用 地 対 策 課 長	同 課 員
	河 川 班	河 川 課 長	同 課 員
	防 災 砂 防 班	防 災 砂 防 課 長	同 課 員
	道 路 班	道 路 課 長	同 課 員
	都 市 計 画 班	都 市 計 画 課 長	同 課 員
	公 園 上 下 水 道 班	公 園 上 下 水 道 課 長	同 課 員
	住 宅 班	住 宅 課 長	同 課 員
	建 築 指 導 班	建 築 指 導 課 長	同 課 員
	建 築 班	建 築 課 長	同 課 員
	港 湾 ・ 海 岸 班	港 湾 ・ 海 岸 課 長	同 課 員
	特 命 班	技 術 管 理 課 長	技 術 管 理 課 員
			港 湾 振 興 課 員
会計管理部	会 計 管 理 班	会 計 管 理 課 長	同 課 員
	総務事務センター班	総務事務センター課長	同 セ ン タ ー 員
公営企業部	県 立 病 院 班	公営企業局県立病院課長	同 課 員
	電 気 工 水 班	公営企業局電気工水課長	同 課 員
教 育 部	教育長が別途定める。		
公 安 部	警察本部長が別途定める。		

別表４（第５条関係）

部 名	班 名	分 掌 事 務
総合企画部	政策企画班	1 部内の被害状況の情報収集に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 視察者への対応及び国等への要望に関すること。 4 部内各班の主管に属しないこと。
	秘書班	本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	広報広聴班	本部事務局の広報に関すること。
	デジタル政策班	1 県庁ネットワークの運用管理及び情報セキュリティに関すること。 2 高知県情報ハイウェイの運用管理に関すること。 3 総合行政ネットワークに関すること。 4 本部事務局の応援に関すること。
	交通運輸政策班	1 公共交通機関の災害対策に関すること。 2 高知空港の被害状況調査に関すること。 3 本部事務局の応援に関すること。
	特命班	1 本部長の特命事項に関すること。 2 本部事務局の応援に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。 （中山間地域対策課、移住促進課）
総務部	財政班	1 部内（出先機関等を含む。以下同じ。）の被害状況の情報収集に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 県議会との連絡に関すること。 4 災害対策の予算措置に関すること。 5 部内各班の主管に属しないこと。
	法務文書班	法律相談に関すること。
	人事班	1 災害対策本部、現地災害対策本部等の人員調整に関すること。 2 内閣総理大臣に対する指定行政機関への職員派遣斡旋要求に関すること。 3 国、他都道府県等からの支援職員の派遣調整（他部の所管に属する事項を除く）に関すること。
	職員厚生班	1 庁内被災者対応に関すること。 2 被災職員の救済に関すること。 3 職員の健康管理に関すること。
	税務班	1 県税の猶予及び減免に関すること。 2 税務相談に関すること。
	市町村振興班	1 被災市町村の行財政支援に関すること。 2 全国避難者情報システムに関すること。

	管財班	1 県有車両の配車に関する事。 2 庁舎の管理に関する事。 3 県有財産の被害調査の総括に関する事。 4 本部事務局の応援に関する事。
	特命班	1 本部長の特命事項に関する事。 2 本部事務局の応援に関する事。 3 部内各班の応援に関する事。 (行政管理課)
危機管理部	危機管理・防災班	1 本部事務局の運営に関する事。 2 被災者生活再建支援法の適用に関する事。
	南海トラフ地震対策班	1 本部事務局の運営に関する事。 2 緊急通行車両の標章及び証明書の交付に関する事。
	消防政策班	1 消防応援活動調整本部の運営に関する事。 2 高圧ガス施設等の災害対策に関する事。
健康政策部	保健政策班	1 部内の被害状況の情報収集に関する事。 2 部内の連絡・調整に関する事。 3 保健医療調整本部の設置・運営に関する事。 4 巡回保健体制の調整に関する事。 5 部内各班の主管に属しない事。 6 日本赤十字社高知県支部との連絡調整に関する事。
	医療政策班	1 保健医療調整本部の運営に関する事。 2 医師・看護師の確保に関する事。 3 妊産婦等周産期医療に関する事。
	国民健康保険班	1 被災者に対する各種保険給付金の早期支払に関する事。 2 被災者に対する保険料(税)納入延納金の免除及び滞納処分の執行猶予に関する事。 3 被災者で保険証を紛失した者に対する再交付に関する事。 4 保健医療調整本部の応援に関する事。
	健康対策班	1 保健医療調整本部の運営に関する事。 2 被災難病患者及び透析患者その他の重点継続要医療者の調整に関する事。 3 被災地の防疫に関する事。 4 被災者の医療受給者証の再交付に関する事。
	薬務衛生班	1 保健医療調整本部の運営に関する事。 2 避難地域等の食品衛生の確保に関する事。 3 動物の保護等に関する事。 4 死体の火葬及び埋葬に関する事。 5 へい獣処理に関する事。 6 感染症予防のためのねずみ等の駆除に関する事。 7 毒劇物に係る災害発生防止に関する事。
	特命班	1 本部長の特命事項に関する事。 2 本部事務局の応援に関する事。 3 部内各班の応援に関する事。 (在宅療養推進課)

子ども・福祉政策部	地域福祉政策班	1 部内の被害状況の情報収集に関する事。 2 部内の連絡・調整に関する事。 3 災害救助法の適用に関する事。 4 避難場所の運営支援に関する事。 5 被災者に関する生活福祉資金及び災害救護資金の融資に関する事。 6 被災者に対する災害弔慰金及び見舞金に関する事。 7 災害ボランティアに関する事。 8 部内各班の主管に属しない事。 9 本部事務局の応援に関する事。
	長寿社会班	1 被災高齢者の援護に関する事。 2 所管の社会福祉施設等の災害対策に関する事。
	障害福祉班	1 被災障害者の援護に関する事。 2 所管の社会福祉施設等の災害対策に関する事。
	障害保健支援班	1 保健医療調整本部の運営に関する事。 2 被災者の精神保健対策に関する事。
	子育て支援班	1 所管の社会福祉施設等の災害対策に関する事。 2 子ども家庭班の応援に関する事。
	子ども家庭班	1 被災児童の援護に関する事。 2 被災母子、寡婦及び父子世帯の援護に関する事。 3 所管の社会福祉施設等の災害対策に関する事。
	福祉指導班	1 被災者に対する生活保護法の適用に関する事。 2 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。
	人権・男女共同参画班	1 所管施設の被害状況の調査及び機能確保等に関する事。 2 関係施設の被害状況の調査に関する事。 3 被災女性の相談に関する事。 4 本部事務局の応援に関する事。
文化生活部	文化振興班	1 部内の被害状況の情報収集に関する事。 2 部内の連絡・調整に関する事。 3 所管文化施設の災害対策に関する事。 4 部内各班の主管に属しない事。 5 本部事務局の応援に関する事。
	歴史文化財班	1 文化財の被害状況の調査及び機能確保に関する事。 2 所管文化施設の災害対策に関する事。
	国際交流班	1 被害外国人の援護に関する事。 2 海外からの支援受入れの調整に関する事。
	県民生活班	1 生活関連物資等の価格の安定対策に関する事。 2 NPO、社会貢献活動団体に関する事。 3 本部事務局の応援に関する事。
	私学・大学支援班	県立大学、高知工科大学、私立学校（ただし、幼稚園を除く）、私立専修・各種学校の災害対策に関する事。
	特命班	1 本部長の特命事項に関する事。 2 本部事務局の応援に関する事。 3 部内各班の応援に関する事。 （よさこい高知文化祭課）

産業振興 推進部	産業政策班	1 部内の被害状況の情報収集に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 部内各班の主管に属しないこと。 4 特命班の応援に関すること。
	特命班	1 本部長の特命事項に関すること。 2 本部事務局の応援に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。 (産業イノベーション課、地産・地消外商課、統計分析課)
商工労働部	商工政策班	1 部内の被害状況の情報収集に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 被災商工業者の災害対策に関すること。 4 部内各班の主管に属しないこと。
	工業振興班	被災商工業者の災害対策に関すること。
	経営支援班	1 中小企業に対する災害融資に関すること。 2 商工関係団体の災害対策に関すること。 3 本部事務局の応援に関すること。
	雇用労働政策班	1 職業能力開発校等の災害対策に関すること。 2 被災者の雇用促進（就職支援）に関すること。 3 本部事務局の応援に関すること。
	特命班	1 本部長の特命事項に関すること。 2 本部事務局の応援に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。 (産業デジタル化推進課、企業誘致課)
観光振興 スポーツ部	観光政策班	1 部内の被害状況の情報収集に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 観光施設等の災害対策に関すること。 4 特命班の応援に関すること。
	特命班	1 本部長の特命事項に関すること。 2 本部事務局の応援に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。 (国際観光課、地域観光課、スポーツ課、スポーツツーリズム課)
農業振興部	農業政策班	1 部内の被害状況の情報収集に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 競馬場の災害対策に関すること。 4 部内各班の主管に属しないこと。 5 本部事務局の応援に関すること。
	協同組合指導班	1 農業関係団体の災害対策に関すること。 2 農業災害補償制度（農業共済制度）に関すること。 3 農業者に対する災害融資に関すること。
	環境農業推進班	1 農産物の災害対策に関すること。 2 農作物の防疫に関すること。 3 農薬に係る災害発生の防止に関すること。 4 廃棄農作物の適正処理の啓発に関すること。
	農産物マーケティング戦略班	1 園芸農作物の災害対策に関すること。 2 本部事務局の応援に関すること。

	畜産振興班	1 家畜、畜産物及び畜産施設の災害対策に関すること。 2 家畜の防疫に関すること。 3 飼料に関すること。
	農業基盤班	1 農地及び農業用施設等の災害対策に関すること。 2 地すべり及びため池の災害対策に関すること。
	特命班	1 本部長の特命事項に関すること。 2 本部事務局の応援に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。 (農業担い手支援課、農業イノベーション推進課)
林業振興・環境部	林業環境政策班	1 部内の被害状況の情報収集に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 所管施設の災害対策に関すること。 4 部内各班の主管に属しないこと。
	森づくり推進班	森林関係団体の災害対策に関すること。
	木材増産推進班	造林の災害対策に関すること。
	木材産業振興班	1 災害対策用資材の確保に関すること。 2 林業施設の災害対策に関すること。 3 災害金融に関すること。
	治山林道班	治山及び林道施設の災害対策に関すること。
	自然共生班	自然公園等の災害対策に関すること。
	環境対策班	1 被災地のごみ及びし尿処理に関すること。 2 災害廃棄物の処理に関すること。 3 環境汚染への対応に関すること。
	特命班	1 本部長の特命事項に関すること。 2 本部事務局の応援に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。 (環境計画推進課)
水産振興部	水産政策班	1 部内の被害状況の情報収集に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 災害融資及び漁業共済制度に関すること。 4 部内各班の主管に属しないこと。
	漁業管理班	1 輸送用船舶の確保に関すること。 2 漂流物等の情報収集に関すること。 3 本部事務局の応援に関すること。
	水産業振興班	1 漁業関係団体の災害対策に関すること。 2 漁業施設及び水産物の災害対策に関すること。 3 市場・流通機能の情報収集に関すること。
	漁港漁場班	1 漁港施設の災害対策に関すること。 2 漁港施設の災害復旧に関すること。

土木部	土木政策班	1 部内の被害状況の情報収集に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 土木事務所に関すること。 4 建設業者の被災状況に関すること。 5 工事現場の被災状況に関すること。 6 緊急発注工事の契約に関すること。 7 部内各班の主管に属しないこと。
	用地対策班	災害対策用用地の確保に関すること。
	河川班	1 水防に関すること。 2 河川及びダムの災害対策に関すること。
	防災砂防班	1 公共土木施設の災害対策に関すること。 2 市町村の公共土木施設の災害対策に関すること。 3 砂防、地すべり及び急傾斜地の災害対策に関すること。 4 がけ崩れ住家防災対策に関すること。 5 土砂災害危険箇所の安全確保対策に関すること。
	道路班	1 高速道路の被害状況調査に関すること。 2 道路及び橋梁の災害対策に関すること。 3 災害時の道路交通網の確保に関すること。 4 道路規制情報の提供に関すること。 5 本部事務局の応援に関すること。
	都市計画班	1 都市施設の災害対策に関すること。 2 被災宅地危険度判定に関すること。 3 都市災害復旧対策に関すること。
	公園上下水道班	1 所管公園施設、上下水道等施設の災害対策に関すること。 2 避難先地域等の飲料水の供給に関すること。
	住宅班	1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 被災住宅の応急修理に関すること。 3 公営住宅の災害対策に関すること。 4 公営住宅の入居斡旋に関すること。
	建築指導班	1 被災住宅に対する住宅支援機構の融資に関すること。 2 被災建築物の応急危険度判定に関すること。
	建築班	1 被災建築物の災害復旧の技術指導に関すること。 2 県有建築物の災害復旧に関すること。
	港湾・海岸班	1 港湾の災害対策に関すること（港湾の貯木場に関することを含む）。 2 輸送用船舶等の確保に関すること。 3 海岸施設の災害対策に関すること。 4 漂流物等の情報収集に関すること。 5 本部事務局の応援に関すること。

特命班

- 1 本部長の特命事項に関すること。
 - 2 本部事務局の応援に関すること。
 - 3 部内各班の応援に関すること。
- (技術管理課、港湾振興課)

会計管理部	会計管理班	1 義援金に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 災害関係経費の支出に関すること。 4 部内各班の主管に属しないこと。 5 本部事務局の応援に関すること。
	総務事務センター班	災害対応に必要な物品の購入に関すること。
公営企業部	県立病院班	1 部内の被害状況の情報収集に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 災害に関する予算及び財政計画に関すること。 4 所管施設等の災害応急対策に関すること。 5 所管する県立病院施設の災害対策に関すること。 6 部内各班の主管に属しないこと。
	電気工水班	1 所管するダム及び発電施設の災害対策に関すること。 2 所管する工業用水道施設の災害対策に関すること。
教育部	教育長が別途定める。	
公安部	警察本部長が別途定める。	

別表5（第9条関係）

名 称	所在（事務局）	管 轄 区 域
安芸災害対策支部	安芸総合庁舎内 （安芸地域本部）	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、 安田町、北川村、馬路村、芸西村
中央東災害対策支部	中央東土木事務所 （中央東地域本部）	南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、 土佐町、大川村
中央西災害対策支部	伊野合同庁舎内 （中央西地域本部）	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、 日高村
須崎災害対策支部	須崎第二総合庁舎内 （須崎地域本部）	須崎市、中土佐町、禰原町、津野町、四万十町
幡多災害対策支部	中村合同庁舎内 （幡多地域本部）	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、 黒潮町

別表6（第11条関係）

名称	部長	部員	分掌事務
東京連絡部	東京事務所長	東京事務所員	1 被災状況その他災害関係事項の政府・国会・その他関係方面に対する連絡。 2 中央における災害関係情報の収集・調査管轄区域内での災害対策用物資の購入・斡旋。 3 その他特命事項に関すること。
大阪連絡部	大阪事務所長	大阪事務所員	1 災害関係事項の連絡。 2 管轄区域内での災害対策用物資の購入・斡旋。
名古屋連絡部	名古屋事務所長	名古屋事務所員	3 その他特命事項に関すること。

別表 7（第 1 2 条関係）

（1）風水害時等の配備基準及び動員体制

配備体制	配備基準	動員体制	実施事項
第 1 配備 警戒体制	県内に気象等警報が発表されたとき	○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○風水害関係課（注 1） ○風水害関係課が定める出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設への注意喚起
第 2 配備 警戒本部体制	台風が接近するなど嚴重な警戒が必要なとき	○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○本部連絡員 ○風水害関係課 ○風水害関係課が定める出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設への注意喚起 ○被害の発生を防ぐ応急対策の実施
第 3 配備 災害対策本部体制	台風や集中豪雨等により下欄に該当する被害の発生がほぼ確実であるとき	○本部長及び副本部長 ○本部員 ○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設への注意喚起及び被害状況の調査・報告 ○被害の発生を防ぐ応急対策の実施
第 4 配備 災害対策本部体制	○被災区域が市町村域を超え広域にわたる場合 ○被害規模が大きく当該市町村のみでは処理することが困難と認められる場合	別表 4 に定められている分掌事務を実施するために必要な人員	別表 4 に定められている分掌事務

（注 1）風水害関係課：治山林道課、漁港漁場課、河川課、防災砂防課、道路課、公園上下水道課、港湾・海岸課

(2) 震災時の配備基準及び動員体制

配備体制	配備基準	動員体制	初動実施事項
震災 第1配備 警戒体制	県内で「震度4」の地震が発生した場合	○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○地震関係部局（注1）本部連絡員 ○地震関係部局が定める関係課室及び出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告 ○市町村における被害状況の調査
	予報区「高知県」に津波注意報が発表されたとき	○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○津波関係部局（注2）本部連絡員 ○津波関係部局が定める関係課室及び出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設及び周辺地域への注意喚起
震災 第2配備 警戒本部 体制	県内で「震度5弱」の地震が発生した場合	○危機管理部全職員 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告 ○市町村における被害状況の調査 ○緊急応急対策 ○本部長、副本部長及び本部員は参集に備えて待機
	予報区「高知県」に津波警報が発表されたとき	○危機管理部全職員 ○津波関係部局本部連絡員 ○津波関係部局が定める関係課室及び出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設及び周辺地域への注意喚起、地元市町村との連絡調整 ○管理施設の開口部対策 ○本部長、副本部長及び本部員は参集に備えて待機
	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	○危機管理部全職員 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関	○本部連絡員会議を開催し、関係機関等への情報の提供及び県民への注意喚起を実施 ○地域本部会議を開催し、管内出先機関に管理施設の開口部対策を指示 ○管内市町村に事前対策を働きかけ
震災 第3配備	県内で「震度5弱」の地震が発生し、かつ県内で甚大な被害が発生した場合	○本部長及び副本部長 ○本部員 ○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告 ○市町村における被害状況の調査 ○緊急応急対策
災害対策 本部体制	予報区「高知県」に津波警報が発表され、かつ県内で津波による甚大な被害が発生した場合	○本部長及び副本部長 ○本部員 ○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設及び周辺地域への注意喚起、地元市町村との連絡調整 ○管理施設の開口部対策 ○危険地域への進入禁止対策 ○緊急応急対策の準備

	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	○本部長及び副本部長 ○本部員 ○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関	○関係機関等への情報提供及び県民への注意喚起 ○管理施設の開口部対策 ○管内市町村に事前対策を働きかけ
震災 第4配備 災害対策本部体制	県内で「震度5強」以上の地震が発生した場合	全職員（注3）	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告 ○市町村における被害状況の調査 ○緊急応急対策
	予報区「高知県」に大津波警報が発表されたとき	全職員（注3）	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設及び周辺地域への注意喚起、地元市町村との連絡調整 ○管理施設の開口部対策 ○危険地域への進入禁止対策 ○緊急応急対策の準備
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	全職員（注3）	○関係機関等への情報提供及び県民への注意喚起 ○管理施設の開口部対策 ○管内市町村に事前対策を働きかけ

（注1）地震関係部局：観光振興スポーツ部、林業振興・環境部、水産振興部、土木部及び県有施設を所管する部局

（注2）津波関係部局：観光振興スポーツ部、林業振興・環境部、水産振興部、土木部

（注3）会計年度任用職員及び任期付職員については、あらかじめ各所属長が指名した者に限る。